

各所属長 殿

和歌山県警察本部長

原動機を用いる身体障害者用の車に係る警察署長の確認について（普通）

道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 4 年内閣府令第 67 号）により、身体障害者用の車に関する規定が整備されたことに伴い、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）第 1 条の 5 第 2 項の規定に基づく原動機を用いる身体障害者用の車に係る警察署長の確認（以下単に「確認」という。）の手續等について、令和 5 年 4 月 1 日から下記のとおり運用するので、関係所属においては誤りのないようにされたい。

#### 記

#### 1 確認の手續等

##### (1) 警察署長の確認

原動機を用いる身体障害者用の車のうち、府令第 1 条第 1 項第 1 号に定める車体の大きさの基準（以下単に「基準」という。）に該当しないものを、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）上の身体障害者用の車として用いるためには、その利用者が当該身体障害者用の車を用いることがやむを得ないことについて、その者の住所地を管轄する警察署長の確認を受けなければならない。

##### (2) 確認の手續

確認の手續は、次の要領により行うものとする。

##### ア 市町村長から通知があった場合の確認

市町村長から、基準に該当しない身体障害者用の車の購入に要した費用を身体障害者（児）に対して補装具費として支給することを決定した旨の通知があった場合は、通知書及び添付書面の書面審査により確認の適否を判断すること。

##### イ 申請があった場合の確認

利用者又は利用者から依頼を受けた者（以下「申請者」という。）から、確認申請書（別記様式第 1 号）の提出があった場合は、原則として、その利用者及び申請に係る当該車の実地調査により確認の適否を判断すること。ただし、確認申請書に次の書類が添付されているときは、これら書類の書面審査を実地調査に代えることができる。

##### (ア) 身体の状態により利用者が当該車を用いることがやむを得ない旨を疎明する書類

(例) 身体の状態により利用者が当該車を用いることがやむを得ない旨を証明する医師その他の身体の状態を判断することができる者の作成する書面

##### (イ) 当該車を製作又は販売する者の作成に係る当該車体の大きさ（長さ、幅及び高

さ)を証する書面

(3) 確認証の交付等

確認をしたときは、交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）が確認証番号交付簿（別記様式第2号）により管理する番号の交付を受け、同番号を記入した確認証（別記様式第3号）を申請者に交付するものとする。ただし、(2)のアの場合は、市町村長に対し確認証を送付すること。

なお、確認証を交付又は送付したときは、確認証交付簿（別記様式第4号）に必要事項を記載しておくこと。

2 確認証交付後の報告

確認証を交付又は送付したときは遅滞なく、当該確認証の記載事項について、交通企画課長を経由して報告すること。

3 確認証の返納

利用者が当該身体障害者用の車を利用しなくなったとき、又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を返納させるものとする。

なお、確認証の返納があったときは遅滞なく、当該確認証の番号及び返納日を交通企画課長を経由して報告すること。

4 運用上の留意事項

(1) 利用者が確認に係る身体障害者用の車を利用するときは確認証を携帯するよう指導すること。

(2) 従前、原動機を用いる身体障害者用の車椅子として確認証の交付を受けている者については、改めて確認申請書の提出を受け、又は当該者に対して確認証を交付する必要はない。

5 公文書ファイルの備付け等

(1) 交通企画課長は、確認証番号交付簿及び原動機を用いる身体障害者用の車報告受理関係書類を襲用1年間保存するものとする。

(2) 警察署長は、確認証交付簿及び原動機を用いる身体障害者用の車申請関係書類を3年間保存するものとする。

(別記様式省略)

【本件担当】

交通部交通企画課  
企画指導係